

○森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する 法律の施行について（分収林契約制度関係）

（昭和58年10月1日 58林野造第255号）

農林水産事務次官より都道府県知事あて

最終改正（平成3年7月22日 3林野造第395号）

森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律（昭和58年法律第29号。以下「改正法」という。）のうち分収林契約制度に関する部分は、昭和58年10月1日から施行されることとなった。また、これに伴い分収林特別措置法施行規則（昭和58年農林水産省令第39号）及び森林組合法施行規則の一部を改正する省令（昭和58年農林水産省令第40号）が同日付けで公布・施行されることとなった。

改正後の分収林特別措置法の分収林契約制度の運用については、これらの法令によるほか、下記事項に留意の上、指導上遺憾のないようにされたい。

また、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号。以下「法」という。）の運用により分収育林契約の締結を促進し、もって育林の推進を図るため、別紙「分収育林推進要綱」を定めたので、本要綱によって適正な分収育林契約の締結及びこれを通ずる育林の推進が図られるよう指導されたい。

記

第1 改正の趣旨

近年、林業をめぐる厳しい状況の下で、間伐、保育等の林業生産活動が停滞している一方、森林の有する公益的機能の發揮に対する国民的要請が高まってきており、これに積極的にこたえるためには、国民の理解と協力の下で、森林の積極的整備を図ることが重要となっている。

このため、従来から推進している分収造林契約に加えて、成育途上にある人工林について、その育林費用の負担、樹木の共有、伐採時における収益の分収等を約定する「分収育林契約」の制度を創設することにより、都市住民等に対して森林整備への参加と国土緑化への協力の場を提供するとともに、森林所有者等に対して林業経営に必要な資金の円滑な確保の途を開くこととした。

第2 本法律における用語の定義等

1 「分収育林契約」について

(1) 分収育林契約の対象とする樹木については、農林水産省令で定める樹齢を超えるものを除外することとしている（法第2条第2項）。

これは、成育途上の人工林についての育林を促進しようとする法律改正の趣旨にかんがみ、伐期に近く、既に育林の必要がなくなった人工林を制度の対象から除外

することとしたものである。

この樹齢は、地域森林計画において定められている標準伐期齢から10年を差し引いた樹齢等を勘案して分収林特別措置法施行規則第1条において都道府県ごと、樹種ごとに定められている。

ただし、次の分収育林契約に係る樹木については、同条第2項の規定により樹齢を定めないものとされている。

ア 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の11の5第2項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約

イ 同法第10条の13第2項に規定する森林整備協定に基づき締結された分収育林契約

- (2) 法において「造林」とは、一定の土地に一定の樹木を植栽し、並びにその植栽に係る樹木の保育及び管理を行うことであるのに対し、「育林」とは、一定の土地に植栽された樹木についての保育(下刈、つる切、除伐、間伐等植栽した樹木を成育させるための保育的な効果をもつすべての作業をいう。)及び管理(防火線の作設、有害動植物の駆除、境界標の設置、森林の巡視等樹木の保護又は保全のための行為をいう。)を行うことであって、樹木の植栽を含まない。
- (3) 法第2条第2項第1号の「育林の目的に使用する権利」とは、地上権、賃借権その他育林の目的のため土地を使用する権利をいう。
- (4) 法第2条第2項第3号の「育林に要する費用」及び同項第5号の「持分の対価」については、その支払いは前払いが一般的と考えられるが、分収時における精算払いとすること等も可能であり、その支払時期は問わない。
- (5) 法第2条第2項第4号の「育林による収益」とは、契約対象樹木について主伐又は間伐を行うことによって生ずる収入をいう。

ただし、間伐収入について、当該間伐に要する費用との間で互いに相殺するときには相殺後になお間伐収入が残る場合にはこれを「育林による収益」とし、間伐に要する費用が残る場合には、これを「育林に要する費用」とすることができる。

2 「分収林契約」について

法第2条第3項の「分収林契約」であって、分収造林契約及び分収育林契約(以下「典型契約」という。)以外のものは、①契約対象樹木を共有とせずいずれかの当事者の単独所有とし他の契約当事者の分収権は債権的な性格をもつ契約、②契約対象樹木を共有とする契約であっても分収割合と共有の持分割合とが異なる契約等典型契約の法定要件の一部を欠く契約である。

3 「募集」について

分収林契約の費用負担者を募る方法としては、特定又は少数の者に対するいわゆる相対勧誘、縁故募集等もあるが、法第2条第4項の「募集」とは、「不特定かつ多数の者」を対象としたものであり、いわゆる一般募集を指すものである。その方法とし

ては、新聞広告、放送等の広報機関を通じたり、看板、街頭募集等により、勧誘行為を行うものがある。

4 「途中募集」について

途中募集の具体的な例としては、造林地所有者及び造林者の二者による分収造林契約において、造林者がこれまでに投下した造林資金の早期回収を図るために、自己の持分の一部を造林費負担者となる者に譲渡し、造林地所有者、造林者及び造林費負担者の三者契約に移行する場合等が考えられる。

第3 契約の締結のあっせん

改正前の都道府県知事（以下「知事」という。）のあっせんの対象は分収造林契約のみであったが、改正法によりこのあっせんの対象が分収林契約一般に拡大された（法第3条）。

このうち、典型契約以外の分収林契約にあっては、造林又は育林の推進という政策目的に合致し、かつ、当事者の権利が適切に保護されるものについて、あっせんに努めるものとする。

第4 民法の特例

- 1 分収育林契約に基づいて共有されている樹木については、分収造林契約と同様、その契約の長期安定性を確保するため、民法第256条第1項の規定の適用を除外し、共有物の分割請求権（いずれの共有者からでも一方的に分割を請求し得る権利）を排除している（法第4条）。
- 2 なお、契約当事者間で共有物の分割請求権を留保する特約を締結することも可能であるが、このような特約は、契約の安定性を害するおそれが極めて大きいので、その締結を避けるよう指導するものとする。

第5 分収林契約に係る募集又は途中募集の届出

- 1 分収林契約に係る募集又は途中募集（以下「募集等」という。）の届出の事務者は、募集にあっては分収林契約の当事者となろうとする者、途中募集にあっては分収林契約の当事者で、契約の締結又は契約上の権利の取得等の勧誘を行う者である（法第2条第4項及び第5項並びに第5条）。したがって、これらの者が他人の媒介（第8の2参照）によって募集等を行う場合であっても、届出義務者は媒介者ではなく、媒介を依頼した本人である。
- 2 届出事項は、法第5条に規定するもののほか、分収林特別措置法施行規則第3条に規定されている。

届出事項のうち、「法令によりその立木の伐採につき制限がある森林」（法第5条第1項第5号）とは、森林法、自然公園法等の法令（条例を含む。）により、立木の伐採の禁止、伐採方法の特定等その伐採について一定の制限が加えられている森林をいう。具体的には森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第3条に規定されている森林等がこれに該当する。

第6 变更勧告

- 1 知事は、届出事項の内容に疑義又は問題があると考えられるときは、当該届出を行った者から報告を徴収する等により事前に十分調査検討を行って上で、具体的には次のような場合に法第6条の変更勧告を行うものとする。
 - (1) 当該契約で予定する造林又は育林の内容、時期及び方法では当該地方の一般的な林業技術からみて成林の見込みがなく、又は当該契約に係る土地の属する地域森林計画及び森林整備計画の目標とする森林を造成することが困難であると判断される場合
 - (2) 当該契約の対象となる土地に係る森林が法令により立木の伐採につき制限がある場合であって、その内容からみて当該契約で予定した伐採ができないおそれがある場合
 - (3) 費用負担者の負担すべき造林又は育林に要する費用の範囲及び額、樹木の持分の対価及び割合等からみて、費用負担者に著しく不利益をもたらすおそれがある場合
 - (4) 土地所有者又は造林若しくは育林を行う者が一方的に契約の変更又は解除ができるなどの費用負担者に著しく不利な事項が約定されるおそれがある場合
 - (5) その他分収林契約を締結する上で重要な事項について明確な定めがなく、後日、各契約当事者間で当該事項をめぐって紛争が生じるおそれがある場合
- 2 知事は、募集を行う者が当該勧告に従っていないと認めるときは、都道府県公報等によりその旨を公表し、当該契約の費用負担者となろうとする者に周知させるものとする。
- 3 届出事項の変更勧告は申込期間の開始の前日までの間に限り行うことができるが、届出者に対しては、申込期間の直前になって届出内容を不適正な内容に変更する変更届を出すような脱法的な行為が行われないよう、常時指導・監督を行うものとする。

第7 届出事項の遵守

知事は、分収林契約に係る造林又は育林を行う者からその実施状況について報告を徴収し（法第8条）、必要に応じ現地を調査した上で、①当該契約の届出事項に従った造林又は育林が実施されておらず、これに伴って、②当該契約に係る措置の属する地域森林計画又は森林整備計画の目標とする森林を造成することが困難であるか、又は費用負担者の正当な利益を害するおそれがあると認められる場合には、当該契約に係る造林又は育林を行う者に対し、当該契約に係る届出事項に従った造林又は育林を行うべき旨の勧告を行うものとする。

また、知事は、当該契約に係る造林又は育林を行う者が当該勧告に従っていないと認められるときは、都道府県公報等でその旨公表し、当該契約の費用負担者に周知させるものとする。

第8 適用除外

- 1 分収林契約に係る募集等の届出等の規定は、地方公共団体、森林整備法人等につい

ては適用されない（法第9条）。

- (1) 地方公共団体については（法第9条第1号），地方公共団体が，その責任において分収林契約の当事者として契約の適正な内容及びその履行を確保することが当然予期されることから，届出等の規定の適用を除外しているものである。
- (2) 森林整備法人については（同条第2号），公益法人として都道府県の監督下に置かれているのみならず，地方公共団体が社団法人になっては表決権の過半数を保有し，財団法人にあっては基本財産の過半を拠出することにより，一定の公的監督が及ぶと考えられるので，地方公共団体に準じた取扱いをしているものである。
- (3) 地方公共団体又は森林整備法人の媒介により一定の分収林契約の募集等を行う者については（同条第3号），これらの公的期間が募集等の代行を行うことにより契約内容の適正さの確保が期待されるとともに，これらの機関がその契約の当事者となって造林又は育林の全部を行うことが要件とされているので，その契約が確実に履行されると認められることから，届出等の規定の適用を除外しているものである。

2 この場合，「媒介」とは，分収林契約の募集等をしようとする者からの依頼等により募集等に係る事務を行い，分収林契約の成立に尽力することをいう。

第9 そ の 他

- 1 分収林契約制度における森林組合の果たす役割にかんがみ，森林組合法施行規則（昭和53年農林水産省令第1号）が改正され，森林整備法人が利用する森林の受託施業又は受託経営等の事業に関し，員外利用制限が緩和された。
- 2 本法律に基づく分収林契約制度の運用に関し必要な事項等については，林野庁長官が別途定めることとしている。

(別 紙)

分 収 育 林 推 進 要 約

第1目 的

森林の有する公益的機能の発揮に対する国民の要請の高まり及び林業をめぐる厳しい情勢にかんがみ、森林の整備の推進策の一環として分収方式による育林を推進し、林業の発展と森林の有する諸機能の維持増進とに資するものとする。

第2 対象地域等

1 対象地域

分収育林契約の締結については、次のような地域 ((3), (4)は募集又は途中募集に係るもの。)を中心として積極的に推進するものとする。

- (1) 積極的な拡大造林の推進によって保育対象森林が多く賦存し、今後において適切な保育の実施を期することが必要となっている地域
- (2) 当該地域の森林所有者のうち、不在村であるため、又は自ら育林を行う意欲、資金等が乏しいため分収育林を希望するものが相当程度存在する地域
- (3) 都市住民等との交流を図ることを通じて地域の活性化を図ろうとする気運が高まっている地域
- (4) 交通の便が比較的良好宿泊施設が整備されているなど、都市住民等の来訪に便利な地域

2 対象森林

分収育林契約は、原則として、森林法、自然公園法等の法令（条例を含む。）による立木の伐採に関する制限がなく、一般的に皆伐施業が実施できる森林を対象とするものとする。

第3 推進体制の整備

1 森林整備法人による分収育林契約締結の促進

- (1) 都道府県は、林業（造林）公社、都道府県緑化推進委員会等森林整備法人とすることが適当な公益法人がある場合には、これが森林整備法人としての資格要件を備えるために、その定款等を改正して機能を強化するよう指導に努めるものとし、このような法人がない場合には、森林整備法人となるべき公益法人の設立の指導に努めるものとする。

なお、これらの公益法人が森林整備法人としての資格要件を具備しているか否かの認定については、別途林野庁長官の定めるところとする。

- (2) 森林整備法人は、分収育林契約の締結の円滑な促進を図るため、次の業務を行うよう努めるものとし、都道府県は、これを指導するものとする。

ア 分収育林契約の募集等の媒介を行い、適正な分収育林契約の締結の促進に資すること。

イ 募集等に係る分収育林契約の締結に関する研修会等を行い、同契約の締結を推進するために必要な知識等の普及・指導に努め、募集等に係る分収育林契約の締結が円滑に促進されるよう措置すること。

ウ 分収育林契約の募集状況等の情報を収集し、国民にこれを提供すること。

2 市町村及び森林組合による分収育林契約締結の促進

市町村及び森林組合は分収育林契約の締結を円滑に促進するため、次の業務を行うよう努めることとし、都道府県はこれを指導するものとする。

- (1) 市町村は、その区域内で分収育林契約の募集等が行われる場合には、都市住民等の森林・林業への理解を深め、分収育林契約の締結及び実施の推進に資するよう、地元の受入体制の整備等を行うこと。
- (2) 森林組合は、その地区内における分収育林契約の締結の推進を図るとともに、契約に係る育林の施業を地方公共団体、森林整備法人等から受託すること。

第4 契約締結のあっせん及び指導基準

1 あっせん

都道府県は、分収育林契約の当事者となろうとする者から①当該契約の相手方についてのあっせんの申出があった場合、又は②当該契約の募集等の媒介を行う者についてのあっせんの申出があった場合において、これを相当と認めるときは、森林整備法人、市町村その他適当な者を選んで、適正な契約が締結されるようあっせんに努めるものとする。

2 指導基準

都道府県は、別途林野庁長官が定める基準等に基づき適正な契約が締結されるよう指導するものとする。

第5 助成

都道府県は、分収育林契約の締結の促進とその契約に基づく適正かつ円滑な育林の推進に資するよう、同契約に係る補助、融資等の助成措置の適切な活用を図るものとする。